

高知龍馬マラソン2026警備・交通規制案内業務公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

高知龍馬マラソン2026警備・交通規制案内業務

(2) 事業目的

令和8年2月15日(日)に開催する高知龍馬マラソン2026の開催に際し、参加者や沿道応援に係る地域住民等の安全確保及びスタート・ゴール会場、コース上等の関係各所の警備・交通規制案内を実施し、当該マラソン大会の安全かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(3) 事業内容

別添「高知龍馬マラソン2026警備・交通規制案内業務仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から令和8年2月27日(金)まで

2 見積限度額

22,251,680 円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

3 審査委員会の設置

別途定める「高知龍馬マラソン2026警備・交通規制案内業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書の内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、別途定める審査基準に基づいて公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者及び次点者を選定します。

なお、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。企画提案書をもとに候補者と業務の履行に必要な具体的条件などの協議や調整を行い、交渉が整ったときは、随意契約の手続きに進みます。交渉開始から5日以内(県の閉庁日を除く。)に交渉が整わない場合、次点者と同様に交渉を進めます。

5 資格要件

企画提案者(以下「参加者」という。)の資格要件は次のとおりとする。

(1) 高知県の令和6年度・令和7年度・令和8年度競争入札参加資格者登録名簿(警備業務)に登録されている(もしくは契約締結時まで登録が予定されている)者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていな

い者であること。

- (4)「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5)本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (6)本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7)過去5年以内に、交通規制を伴うようなスポーツイベント等、類似業務の実績があること。

6 質疑・回答

質疑は、令和7年10月20日(月)17時(必着)までに質疑書(様式1)により持参又は電子メールで受け付ける。電子メールによる場合は、電話により受信を確認すること。質疑と回答の内容は、令和7年10月27日(月)までに県のホームページへの掲載で知らせる。

7 説明会の開催

日程:令和7年10月17日(金)15時(予定)

場所:オンライン開催(Zoom)

- ※ 説明会への参加を希望される事業者は、「説明会参加申込書(様式2)」を電子メールで次の提出先まで提出し、電話等により着信を確認してください。
- ※ 説明会への参加は、当プロポーザル参加の必須要件ではありません。
- ※ オンライン説明会の参加URLは、提出期限後に説明会参加申込書を提出いただいた事業者にもメール等でご案内します。

(1) 提出期限

令和7年10月15日(水)17時

(2) 提出先

高知龍馬マラソン実行委員会事務局

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号 高知県庁西庁舎

(高知県観光振興スポーツ部スポーツツーリズム課内)

担当:濱渦、山川

メールアドレス:ryomamarathon@ken.pref.kochi.lg.jp

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加申込書兼誓約書(様式3)を提出してください。申込に当たって提出する書類は次表のとおりとします。

【提出書類及び提出部数等】

	提出書類の名称	規格	提出部数
1	参加申込書兼誓約書(様式3)	A4	1部
2	法人概要書(様式自由)	A4	1部
3	同種、類似業務の実績一覧表(様式4)	A4	1部
4	都道府県税の納税証明書		1部
5	消費税及び地方消費税の納税証明書		1部

(1) 提出方法等

① 提出方法

持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)

② 提出期限

令和7年11月4日(火) 17時(必着)

③ 提出先

高知龍馬マラソン実行委員会事務局

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号 高知県庁西庁舎

(高知県観光振興スポーツ部スポーツツーリズム課内)

(2) 資格要件の確認

高知龍馬マラソン実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認し、確認結果を令和7年11月10日(月)までに申込者へ電子メールの送信等で通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に、書面により実行委員会に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

② 実行委員会は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に書面により回答することとします。

9 企画提案書作成及び提出

別途定める「高知龍馬マラソン2026警備・交通規制案内業務公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおりとします。

なお、プロポーザルの企画提案書において、実施体制として他の事業者の協力を得て業務を実施する旨を記載する場合は、予めその事業者の合意を得ておくこととします。

10 審査

別途定める「高知龍馬マラソン2026警備・交通規制案内業務公募型プロポーザル審査要領」のとおりとします。

11 審査結果

審査結果は、審査委員会終了後、10日以内に全ての参加者に文書で通知します。審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

参考 高知県情報公開条例

<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=15&totalCount=254&fromJsp=SrMj>

12 日程

令和7年10月6日(月) 募集開始

令和7年10月15日(水) 説明会申し込み締切

令和7年10月17日(金) 説明会(Web)

令和7年10月20日(月) 質疑締切

令和7年10月27日(月) 質疑に対する回答

令和7年11月4日(火) 参加申込・資格要件確認締切

令和7年11月10日(月) 資格要件確認結果通知

令和7年11月18日(火) 企画提案書提出締切

令和7年11月25日(火) 審査委員会(予定)

令和7年11月下旬 審査結果通知

13 提出書類の取扱い

(1) 提出された書類は返却しません。

(2) 提出された書類は、必要に応じ複写(事務局内及び審査委員会での使用に限る。)します。

(3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示します。

事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報がある場合、同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となるので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を様式5により提出するものとします。開示・非開示の判断は提出書類に基づき行うものではなく、提出書類を参考に、同条例に基づき実行委員会が客観的に判断します。

参考 高知県情報公開条例

<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=15&totalCount=254&fromJsp=SrMj>

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしに利用することはありません。

14 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- (1) 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- (2) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- (3) 事務局職員又は県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- (5) プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

15 その他

- (1) 参加申込書兼誓約書提出後に辞退する場合は、辞退理由を記載した辞退届(様式自由)を提出するものとします。辞退することによって、今後の実行委員会との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、高知県の契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。

16 問合せ先

高知龍馬マラソン実行委員会事務局

(高知県観光振興スポーツ部スポーツツーリズム課内)

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号 高知県庁西庁舎

担当: 濱渦、山川

TEL: 088-823-3971

FAX: 088-823-3981

メールアドレス: ryomamarathon@ken.pref.kochi.lg.jp